

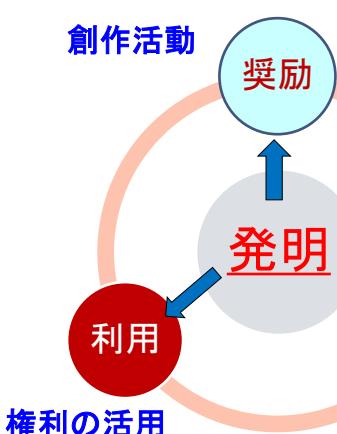
発明とは何？

30年度【知的財産法】杉山 務

特許制度（パテント）



特許法の目的



この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする(1条)

権利化

30年度【知的財産法】杉山 務

1



これから学ぶこと

- 特許制度の特徴
 - 審査主義
 - 先願主義
 - 登録主義
- 発明とは何か
- 特許を受ける権利
 - 従業者の発明
- 特許出願
 - 出願書類
 - 出願公開
 - 審査請求
- 特許を受けることができる発明
- **特許権**
- **権利維持と活用**

2

30年度【知的財産法】杉山 務

これから学ぶこと

特許制度について学習する

- 第2回 9/26 発明とは何か
- 第3回 9/28 特許権を取るにはどうすればよいか ①
- 第4回 10/3 特許要件 特許となるために必要な要件
- 第5回 10/5 特許を受けることができる者 職務発明 ②
- 第6回 10/10 特許出願, 特許審査
- 第7回 10/12 特許情報調査 (COM)
- 第8回 10/17 特許審判とははどういうものか ③
- 第9回 10/19 特許権の活用
- 第10回 10/24 特許権侵害 特許権の制限
- 第11回 10/31 特許権 ④

※ ①は小レポート

3

30年度【知的財産法】杉山 務

特許権（特許制度）とは

公開の代償としての独占

- ★ 時間・費用・労力をかけた発明は、模倣されることを避けるため、秘密にされやすい
- ★ 発明が秘密にされた場合、技術進歩、産業発展は阻害され、公共の福祉に多大の影響を与える
 - 特許制度は、発明者(創作者)をして発明を公開させ、その代償として、一定期間その発明を独占させるもの

発明の奨励

特許制度は、企業や発明者の開発意欲を刺激し、その開発投資を回収させるもの

「特許制度は天才という炎に利益という油を注ぐもの」

“The patent system added the fuel of interest to the fire of genius.”

(米国第16代大統領リンカーン)

4

30年度【知的財産法】杉山 務

発明とは？



自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの

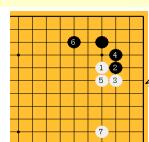
自然法則を利用

×自然法則に反するもの
×人為的取り決めであって
自然法則を利用していないもの



技術的思考

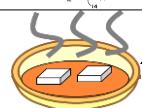
- 技術=一定の目的を達成するための手段
- 誰がやっても同じ結果が得られる



人間の精神活動もダメに
あたるときもダメ

創作

- 新しいことを創り出すこと
×「発見」や「解明」



技能はダメ

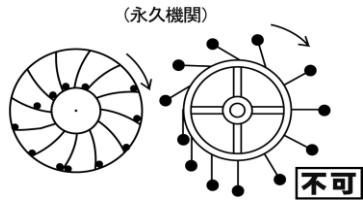
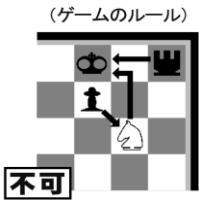
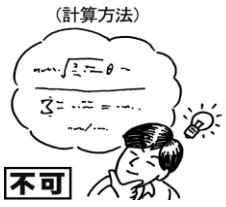
高度

- 従来にない新しい機能を発揮するもので、
産業上の利用価値があれば改良品でも可

5

30年度【知的財産法】杉山 務

発明でないもの



- (1) **自然法則自体**(エネルギー保存の法則, 万有引力の法則など)
- (2) **単なる発見であって創作でないもの**(X線の発見, 自然現象など)
- (3) **自然法則に反するもの**(いわゆる「永久機関」など)
- (4) **自然法則を利用してないもの**(自然法則以外の法則(例えば, 経済法則), 人為的な決め, 数学上の公式, 人間の精神活動に当たるもの, あるいはこれらのみを利用しているもの)
 $A^2+B^2=C^2$
ピタゴラスの定理

30年度【知的財産法】杉山 務

6

発明でないもの



- (5) **技術的思想でないもの**
 - (a) **技能**(フォークボールの投球方法など)
 - (b) **情報の単なる提示**(操作マニュアルなど)
 - (c) **単なる美的創造物**(絵画, 彫刻など)
- (6) **発明の課題を解決するための手段は示されているものの, その手段によっては, 課題を解決することが明らかに不可能なものの**

30年度【知的財産法】杉山 務

7

自然法則を利用していない例

例 1 :

徴収金額のうち十円未満を**四捨五入**して電気料金あるいはガス料金等を徴収する集金方法



例 2 :

原油が高価で清水の安価な地域から**清水入りコンテナ**を船倉内に多数積載して出航し、清水が高価で原油の安価な地域へ輸送し、コンテナの陸揚げ後船倉内に原油を積み込み前記出航地へ帰航するようにしたコンテナ船の**運航方法**



例 3 :

予め任意数の電柱を以ってA組とし、同様に同数の電柱によりなるB組、C組、D組等所要数の組をつくり、これらの電柱にそれぞれ同一の拘止具を取付けて広告板を提示し得るようにし、電柱の各組毎に一定期間づつ順次にそれぞれ異なる複数組の広告板を巡回掲示することを特徴とする**電柱広告方法**（昭和31年（行ナ）第12号判決）

8

30年度【知的財産法】杉山 務

情報の単なる提示の例

(1) 機械の操作方法又は化学物質の使用方法についての**マニュアル**



(2) 録音された音楽にのみ特徴を有する**CD**

(3) デジタルカメラで撮影された**画像データ**



(4) 文書作成装置によって作成した運動会の**プログラム**

(5) コンピュータプログラム**リスト**

30年度【知的財産法】杉山 務

9

米国特許

ゴルフのパッティング方法

第5616089号(1997年)

日本では、
スポーツの技は、一般に**自然法則**を利用する
ものではないから、特許法上の発明
の対象とすることはできない
また、個人の技能は、知識として他人
に伝達できる客観性のある技術ではない
ので、発明とは認められていない。

The term "invention" means invention or discovery
"invention" は発明又は発見(米国特許法100条)



10

30年度【知的財産法】杉山 務

【公開番号】特開平9-56200

【公開日】平成9年(1997)2月25日

【発明の名称】**光子状態エネルギー量**

【国際特許分類第6版】 0000 0/00

57)【要約】(修正有)

【課題】**新規な永久動力を**提供する。

【解決手段】光子状態エネルギー量は、靈界の放射現象、4次元世界を基本とした、量子力学である。いわゆる0点地帯の話である。人間が永久に生きられる場所である。その世界は幻想の世界で天国の世である。人界でなく、靈界でもなく、4次元と3次元を表現した核界と云うべきか、第三の世界がある事によって、人間が科学力の発達を危機視しても、充分に逃げの道標があることを意味し、限り無く広大な宇宙へ皆さんを案内してくれる。

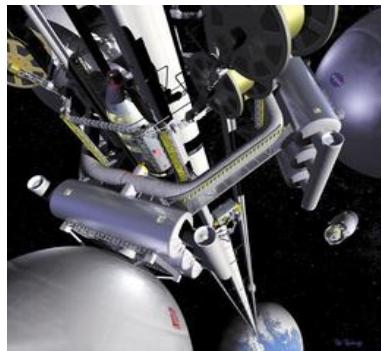
【特許請求の範囲】

【請求項1】銀河系中心地から発生する、ガンマ線電流及びニュートリノ粒子をとらえ、人類のエネルギーに利用する考え方で成り立ち、小さなエネルギーにて大きなエネルギーを得る、いわゆる本考案は量子力学である。

11

30年度【知的財産法】杉山 務

宇宙エレベーター



宇宙エレベーターのイメージ図=NASA提供



<http://jsea.jp/>

日本宇宙エレベーター協会

SPEC(Space Elevator Challenge)2018開催
2018年10月6日(土)～10月7日(日) 福島ロボットテストフィールド



2008年9月19日 asahi.com

12

30年度【知的財産法】杉山 務

エレベーターで宇宙に行けるかも

「上に参ります。次の階は宇宙でございます」——長さ約10万キロのケーブルをよじ登って、ロケットを使わず、そのまま宇宙へと飛び出す「宇宙エレベーター」の研究団体が日本で結成された。海外の研究者を招き、11月に第1回国際会議を東京で開催する。従来はSFの世界の乗り物とみなされてきたが、ナノテク新素材の開発によって実現の可能性が見えてきた。

宇宙エレベーターとは、赤道の上空、高度約3万6千キロに浮かぶ静止衛星から地上に向けてケーブルを垂らし、それをガイドとして利用して、宇宙との間を昇降するエレベーター型宇宙船のこと

バランスが取れるように、静止衛星から地球と反対方向の宇宙にも向けてケーブルを伸ばすため、その総延長は月までの距離の約4分の1にも達する。ケーブルは、静止衛星と共に宙に浮いた状態となるので、よじ登っても落ちてこない。地球の重力を脱出する燃料がいらないので、宇宙旅行のコストが約100分の1になると見込まれている。総建設費は、約1兆円の予定。

13

30年度【知的財産法】杉山 勤

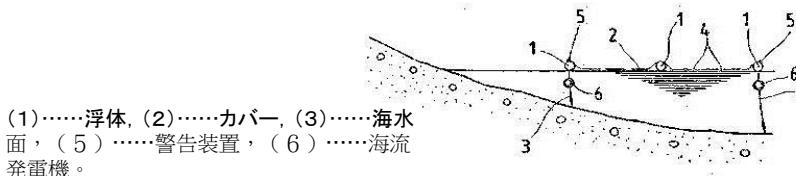
こんなの発明？

台風防止装置 特許第2727128号

E02B 1/00

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】海水面からの水蒸気の蒸発を防止するとともに、海水中の魚類のための通気口を供え且つ太陽光を反射させる表面処理を施したカバーを、その海水面を覆うようにして、海底のアンカーによって係留された海面の浮体間へ、陸地へ係留することなくその陸地から離して張設し、更に、前記アンカー等に取り付けた海流又は波浪発電機を電源とする警告灯などの船舶のための警告装置を設けたことを特徴とする台風防止装置。



14

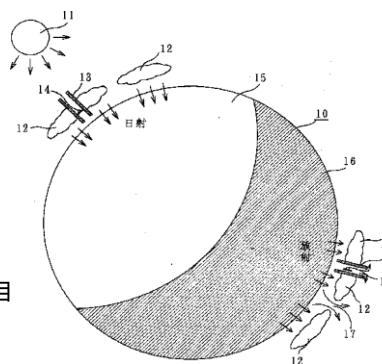
30年度【知的財産法】杉山 務

地球の温暖化防止方法

【要約】

【目的】地球上の熱エネルギーを積極的にバランスさせ、**地球上の温暖化を防止する方法**を提供することを目的とする。

【構成】比較的低い雲12が地球10上の夜間16の熱放射を阻害しているので、本発明の第1の例は、その雲12よりも高くパイプ13を設置し、このパイプ13の下端部に空気取り入れ口を形成し、パイプ13の上端部を大気に開放することにより、地表の空気がパイプ13内を上昇し、地表の熱が上空へ放射する。これにより、地球の温暖化が防止される。

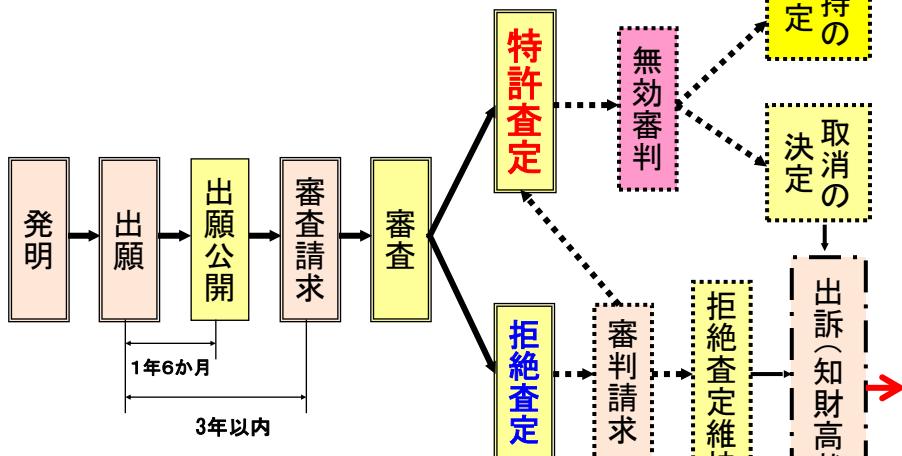


特許第3742868号 A01G 15/00
出願日: H8. 8. 29 登録日: H17. 11. 25
特許権者: 国立大学法人 新潟大学

15

30年度【知的財産法】杉山 務

特許出願の流れ



16

30年度【知的財産法】杉山 務



まとめ

ご清聴 ありがとうございました。

3回(28日:金)は、特許権を取るための要件は。産業の発達に貢献、新しいこと

30年度【知的財産法】杉山 務

特許制度の目的

発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与すること¹
公開の代償としての独占：特許制度は、発明者をして発明を公開させ、その代償として、一定期間その発明を独占させるもの

☆発明の成立

- 目に見えないアイデアが保護の対象であり、「発明」であることが必須の要件
特許法では発明を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義²
- 目に見えないアイデアが保護の対象だが、産業の発達に寄与するためには、そのアイデアを具体的に説明し、その技術分野の者が理解し、実施できることが必要（2条1項）
- ・**自然法則の利用**：自然法則に反するもの、人為的取決めで自然法則を利用していないものを除く。
自然界に存在する人間の力では制御し得ないもの、例えば、物が上から下へ落ちる、星は明るい、火は暑い、など。だから、人為的取り決めであるゲームのルールや数学の公式、経済法則などは、自然法則を利用しているとはいえない。加えて、現代の科学技術の常識からして、自然法則に反するものは、自然法則を利用していると主張しても認められることはない。
- ・**技術的思想**：技術とは一定の目的達成のための手段で、誰がやっても同じ結果が得られるもの
個人的な技能に依存するものは、技術といえてもここでいう技術的思想には当たらない。特許法が対象とするのは、技術であって科学ではないことに注意を要する。科学は未知のものを知ることであり、科学を現実の物として具現化することが技術であると理解される。
- ・**創作**：新しいことを創り出すことで、発見や解明を除く。ただし、新しい有用な用途の発見は発明として保護 ⇒ **重要3項目**
- ・**高度**：従来にない新しい機能を発揮するものであれば改良品でよく、実用新案制度における考案との違いを表すための表現であり、実用新案との明確な説明が困難であることから、通常は有名無実の規定ともいえる。

☆発明に該当しないもの

- (1) 自然法則自体（エネルギー保存の法則、万有引力の法則など）
- (2) 単なる発見であって創作でないもの（X線の発見、自然現象など）
- (3) 自然法則に反するもの（いわゆる「永久機関」など）³
- (4) 自然法則を利用してないもの（自然法則以外の経済法則、人為的な取決め、数学上の公式、人間の精神活動に当たるもの、あるいはこれらのみを利用しているもの）
- (5) 技術的思想でないもの
 - (a)技能（フォークボールの投球方法など）
 - (b)情報の単なる提示（操作マニュアルなど）
 - (c)単なる美的創造物（絵画、彫刻など）
- (6) 発明の課題を解決するための手段は示されているものの、その手段によっては、課題を解決することが明らかに不可能なもの⁴

電柱広告方法事件：発明に該当しないとされた例

予め任意数の電柱を以ってA組とし、同様に同数の電柱によりなるB組、C組、D組等所要数の組をつくり、これらの電柱にそれぞれ同一の拘束具を取付けて広告板を提示し得るようにし、電柱の各組毎に一定期間ずつ順次にそれぞれ異なる複数組の広告板を巡回掲示することを特徴とする電柱広告方法⁵

★コンピュータを単なる道具として用いたソフトウェアの発明は、自然法則を利用した発明に該当しない。

¹ 第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

² (定義) 第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

³ 永久機関事件（東京高裁 140327）エネルギー保存の法則は、現在の科学技術の不变的法則であり常識

⁴ 黄桃の育種事件（最高裁 120229）科学的にその植物を再現することが可能であれば、その確率が高いことを要しない

⁵ 東京高裁昭和 31 年 12 月 25 日の判決言い渡し